

京都市立小学校冷房化等事業入札説明書等に関する

質問及び回答について

平成 17 年 6 月 30 日に公表しました「京都市立小学校冷房化等事業入札説明書等」に関して、以下の質問が寄せられましたので、回答と併せて公表します。（質問者に関する内容は、公表しません。）

ただし、事業者等からの質問等を受けて、入札説明書等の内容を見直し、詳細化し補完を行うことがありますので、御留意ください。

なお、質問の内容は原文のまま掲載していますが、質問の資料名、ページ、項目の漏れ又は誤記については、追記又は訂正を行いました。

平成 17 年 8 月 5 日

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
1	公告	P9	10	「8（3）により予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が一者になったときは、本件入札を取り消すものとする」とありますが、入札を取り消すとは10月20日の入札を延期するとの意味でしょうか、あるいは本事業を中止するとの意味でしょうか。 また中止とするならば提案者がその時点までにかけた費用はどことが負担するのでしょうか。	予定価格の公表については、公表することによって競争性を図るという目的があります。従って、公表した場合で入札者が参加停止等で一者になった場合は競争性が全く働かず、公表する意味がなくなるため、当該入札を取りやめ、改めて公告から手続きを行うこととします。（場合によっては、事業そのものを取りやめることもあります。） なお、入札を取りやめた場合にそれまでに要した費用は提案者の負担となります。
2	入札説明書/要求水準書	P2/P6	第2 1(6)ア/ 1(1)ア	空気調和設備の設計業務には、学校長との調整を含む、とされています。 各校の現地見学に基づいて各校毎の設置場所の検討を行うこととなりますが、見学会後、設置場所等に関する調整・了解を、学校長と事業者が個々に行うと考えて良いでしょうか？ そのような調整協議を各学校長に受け入れて頂けるでしょうか？ （現地見学会の2時間では設置場所まで決定することは困難と考えられます。現地見学を踏まえ、持ち帰って設置場所等の検討を行うことになると思われますが、検討の結果出てきた設置場所等の案が学校に了解頂けるかどうかの協議・調整が必要になると考えられます。）	選定された事業者が空気調和設備の設計を行う際には、設備の設置位置等について学校長との調整を行うことを求めているものであり、事業提案段階で各対象校の学校長と調整・了解を得ることは想定していません。
3	入札説明書	P2	第2 1(6)エ	空気調和設備の所有権移転業務について 所有権移転業務とは具体的に何をすればよいのでしょうか。	設備の引渡し、引渡確認書の取り交わし等、所有権の移転に必要な一切の行為です。詳細は事業契約書（案）第46条、第47条、第48条を御確認ください。
4	入札説明書	P4	2 入札参加資格に関する事項	ウ 参加表明書及び資格審査書類（一般競争入札参加資格申請書等）の提出時には、構成企業以外の者で、事業開始後、特別目的会社又は構成企業から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」といいます。）について、明らかにすることとします。以上の記載があるが、協力企業はSPCから直接業務を受託しないでも良いのか、構成企業の1次下請けで可能でしょうか？ 一方、様式 21 の記入例では協力企業はSPCから直接事業を委託する例がありますが、いかがでしょうか？	入札説明書に記載のとおり、協力企業はSPCから直接業務を受託しても、構成企業の下請けとして業務を受託しても構いません。
5	入札説明書	P4	第2 2	「構成企業」とは、SPCからの直接の業務委託の有無にかかわらず、SPCに出資する企業との理解でよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。
6	入札説明書	P4	第2 2(1)ウ	『参加表明書及び資格審査書類（一般競争入札参加資格申請書等）の提出時には、構成企業以外の者で、事業開始後、特別目的会社又は構成企業から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」といいます。）について、明らかにすることとします。』と記載されていますが、全ての協力企業を明らかにしなければならないのでしょうか。例えば、事業者決定後に追加で協力企業を増やしても良いのでしょうか、ご教示下さい。	入札説明書に記載のとおり、協力企業については、参加表明書及び資格審査書類（一般競争入札参加資格申請書等）の提出時に決定している企業名をすべて明らかにしてください。ただし、協力企業の変更は原則認められません。 また、事業者決定後に構成企業及び協力企業以外の企業が参画することは可能ですが、要求水準書及び事業契約書（案）に示す「第三者の使用」の条件等を遵守してください。
7	入札説明書	P4	第2 2(1)オ	『入札参加者の構成企業は、選定後直ちに（仮契約の締結に向けて）本事業を実施する特別目的会社へ出資及び特別目的会社の設立を行うこととします。』と記載されていますが、すべての構成企業が特別目的会社に出資しなければならないのでしょうか、ご教示下さい。	御指摘のとおり、すべての構成企業が、特別目的会社へ出資することとを意図しております。
8	入札説明書	P4	第2 (2)ア (ア)	基本的参加資格要件について 京都市競争入札参加有資格者名簿にて、「設計」で登録していない場合でも、会社として設計業務に当たる資格（配置予定者、実績）を有していれば、設計業務を行う事ができるのでしょうか。 以上、宜しくお願い致します。	御指摘のとおり、京都市競争入札参加有資格者名簿登録に関しては、物品、工事、測量・設計等のいずれかの項目で登録されていれば結構です。 なお、入札説明書P5 第2 2 (2) イ 設計に当たる者の参加資格要件のほか、該当するすべての要件を満たす必要があります。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
9	入札説明書	P5	第2 2 (2) イ	設計に当たる者の参加資格要件の(ア)及び(イ)の要件を満たし、且つ実績に関する総括表(様式7)の1. 同種の設計実績、設計実績調書(様式8)及び建築設備士配置予定調書(様式11)に問題が無ければ、京都市競争入札参加有資格者名簿の測量・設計等に搭載されていなくても、本事業の設計に当たる者として承認いただけるのでしょうか?御指示願います。	入札説明書に記載のとおり、入札参加者の構成企業の場合には入札説明書P4 第2 2 (2) ア基本的参加資格要件を、協力企業の場合には入札説明書P5 第2 2 (3) 協力企業に係る要件を満たしていることが大前提です。 従って、御指摘の者については、京都市競争入札参加有資格者名簿の物品、工事、測量・設計等のいずれかの項目で搭載された者であること、又は京都市告示第393号に基づく京都市競争入札参加資格審査申請を行い、適格と認められた者であることが必要です。
10	入札説明書	P5	第2 2 (2) ウ (ア)	維持管理に当たる者の参加資格要件の(ア)に記載されている『必要な資格』とは具体的にどのような資格を指しているのでしょうか?御指示願います。	必要な資格については、事業者の提案する空気調和設備の方式等により異なることを想定し、要求水準書P. 27 第4 2 (4)に「維持管理業務の遂行に当たって、関係法令等において有資格者が必要となる場合は、当該の資格を有する維持管理担当技術者を配置し、業務に当たらせること」と記載しております。 様式13の配置予定の維持管理技術者については、御提案いただく空気調和設備やエネルギーの方式に応じて維持管理業務の遂行に必要な資格及び資格を有する者を記載してください。
11	入札説明書	P5	第2 2 (2) ウ (イ)	維持管理に当たる者の参加資格要件の(イ)に記載されている『平成7年度以降に連続して・・・』という意味は、平成7年度以降に本条件に合う空気調和設備の維持管理業務契約を連続して2年間以上行なった実績でも問題が無いと解釈してよろしいのでしょうか?それとも平成7年度に契約をし16年度までの連続10年間行なった実績という解釈でしょうか?御指示願います。	1つの契約案件として連続10年間、若しくは別々の契約案件で通算して連続10年間の実績が必要です。 なお、途中で契約のない期間がある場合は、実績とはみません。
12	入札説明書	P5	第2 2(4) ア	アドバイザリー業務に関与した者と資本関係にある企業をアドバイザリー(FA等)として契約しても差し支えありませんでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、アドバイザリー業務に関与した者と資本関係にある企業については、構成企業及び協力企業となれないという制約条件を付しています。当該企業が、構成企業及び協力企業とならない場合は構いません。
13	入札説明書	P6	第2 2(4) ウ	「本事業関して・・・」の中で「に」の脱字がごさいます。	御指摘を受けて、第2 2(4)ウ なお書き中の「本事業関して」を「本事業に関して」に改めます。
14	入札説明書	P6	第2 2(4) ウ	あらかじめ文書による貴市の承諾があれば排他的権利に係る技術を有する非選定事業者にも工事を請け負わせることができるとありますが、「あらかじめ」とはいつのことを指すのか時間的目途を御教示ください。	設置工事着手までに承諾を得ていただくこととなりますが、ここでいう排他的権利とは特許権等であり、本件工事においては、ほとんど該当しないと考えられます。
15	入札説明書	P6	第2 2 (4) ウ (ア) (イ)	特別目的会社は、非選定事業者となった構成企業及び協力企業(2次、3次下請含)への建設工事の請け負わせることを禁止していますが、逆に工事発注について参加表明時に明記した協力会社に限定されるのでしょうか。	下請の禁止は公正な競争の確保のために行うものです。禁止の対象は構成企業及び協力企業に限られます。
16	入札説明書	P8	第2 5 (2)	「現地見学に当たっての主な条件」について 見学には身分証明書を提示のうえ入校することになっていますが、身分証明書は会社の名刺等で宜しいのでしょうか。	校内の安全性確保の観点から、「現地見学申込書添付書類」に御記入いただいた参加者であることを身分証明書等の提示により確認することを想定しております。この趣旨を踏まえた社員証又は社員であることを証明するものを求めに応じて提示してください。名刺は不可とします。
17	入札説明書	P9	7 (3)	参加資格があると認めたものに入札予定価格を通知する、とありますが、入札予定価格と同時に最低価格(あるいは調査対象価格)も通知されるのでしょうか? (品質の担保等の観点から最低価格の設定が必要と思われます。)	本件は、設計書による工事請負ではないので、最低制限価格等は設定しません。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
18	入札説明書	P9	第2 7 (1)	入札参加資格確認の手続（第一次審査）を代表会社が申請するにあたり、構成会社各社から代表会社への委任状は必要無いのでしょうか？また、必要が有る場合はどのような様式で委任状を作成すればよろしいのでしょうか？御指示願います。	御指摘を受けて、様式集に委任状を追加致します。（平成17年8月2日付けで様式6-1を事業担当ホームページに公表しました。）
19	入札説明書	P12	第2 9 (2)	契約保証金は「施設整備費相当」を基準とされていますが、「別紙 入札価格の算定方法」においては初期投資費用から一括支払分を除き割賦手数料を加えた金額となっており、「事業契約書（案）」第43条においては、契約金額のうち初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額となっておりです。何れが正しいのでしょうか。	契約保証金の算出基準となる施設整備費相当額は、初期投資費用に割賦手数料を加えた金額です。また、初期投資費用には消費税を含みます。用語については、入札説明書及び事業契約書（案）を精査して整理したうえで別途公表致します。
20	入札説明書	P12	第2 9 (2)	契約保証金は「施設整備費相当」の100分の30となっておりますが、事業者にとって過大な負担と思われます。引渡前の契約解除に伴う違約金が100分の10となっていることを鑑み、契約保証金（履行保証の場合も）も100分の10としていただきたい。	契約保証金は「施設整備費相当分」（いわゆる工事に係る分）について100分の30としています。この100分の30は本市で工事に係る一般競争について適用しており、契約者にリスク負担能力を有していることを求めています。契約解除に伴う違約金とは落札者となったにもかかわらず、契約をされない場合のもです。
21	入札説明書	P13	第2 12	「開札後の契約手続きにおいて、入札条件の変更を伴う交渉は行いません。」とありますが、事業者としては、公共性が高く長期にわたる本事業には、十分な協議が不可欠と考えておりますので、条件の明確化等についての協議に可能な限り応じていただくようお願いいたします。	入札の公平性を確保するために、開札後の契約手続きにおいて、入札条件の変更を行わないことを基本としています。ただし、本事業の着実な遂行のために、入札条件等の明確化に関する協議は市としても可能な限り協議させていただきたいと考えています。
22	入札説明書	P14	第15 (3)	「契約条件の変更」における「軽微な事項」の範囲を特定していただけますか。	入札説明書等に示した契約内容と同一性を欠くような変更はできないものと御理解ください。
23	入札説明書 ／事業契約書（案）	P14／ P71	第2 16 支払条件等／別紙12 2	「平成19年5月31日までに支払う」と「平成19年3月31日までに支払う」についてどちらが正しいのでしょうか。	入札説明書P14 第2 16(1)ア(7)に記載の「平成19年5月31日までに支払う」が正しいです。御指摘を受けて、事業契約書 別紙12 2(1)本文中「平成19年3月31日」を「平成19年5月31日」に改めます。
24	入札説明書 ／入札説明書別紙／様式集 等	P16／ P22／ 様式43、様式46等	第2 16 ／1, 2／ 工事費見積書、入札金額内訳書	空調機器本体および附属設備等のいわゆる空調機器イニシャルコストは、施設整備費相当や内訳書における直接工事費に含まれると考えて良いのでしょうか？ その場合、内訳書において、直接工事費の1項目として機器イニシャルコストを示すということが良いのでしょうか？ (機器本体・附属設備・配管材料等のコストや工事労務費等の水準が妥当なものであるか、信頼性のある提案かどうか、事業の安定性はあるか、等を判断するのに上記分類が必要だと考えます。)	空気調和設備機器のイニシャルコストは、直接工事費に含まれます。様式43-2「工事費内訳書」において、イニシャルコスト等についても適切な費目ごとに計上していただくことを求めます。また、費用の妥当性については、落札者選定基準にお示しするように、審査項目として掲げています。
25	入札説明書	P16	第3 1	(1)～(4)において、選定事業者の権利義務に関して、市の承諾が必要である旨規定されておりますが、金融機関がプロジェクトファイナンスを組成する上で必要な権利義務については、特段の問題がない限り承諾していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	市が本事業の継続かつ円滑な遂行の観点等からその必要性を認めた場合には、承諾致します。
26	入札説明書	P18	第3 4 (4) ウ	「公認会計士または監査法人による監査を受け・・・」とありますが、設立を予定している特別目的会社が（証券取引法・商法に定める）資本金5億円以下の企業であっても義務付けられているとの判断でよいのでしょうか？ 毎年監査を受けるとかなりの費用が発生すると思われます。納税申告書の写しの提出で可能とすることは出来ないのでしょうか。	S P C等の事業遂行に関する財務面でのモニタリングを行うために、資本金の多寡によらず、入札説明書に規定する財務書類の提出は必要とさせていただきます。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
27	入札説明書	P19	第3-6-(2)	空調設備の稼動条件で「平成17年7月1日における料金体系を基準」とありますが、具体的な金額を提示ください。また、夜間蓄熱をおこなった場合の電気料金の計算方法をご提示ください。ガスヒートポンプパッケージを用いた場合のガス料金をご提示ください。	個別に当該地域の電力会社、ガス会社等にお問い合わせください。 なお、夜間蓄熱の計算方法については、様式集の追加資料として、後日に公表します。（夜間蓄熱による場合は、学校の料金体系が変わりますので、空調設備に係るエネルギー費用だけでなく、現状からどれだけエネルギー費用が増加するかを示していただくことを想定しています。）
28	入札説明書	P22	別紙 1	貴市からのサービス対価のお支払は地方債の許可等に基づく、とありますが許可は確定と見なしでもよろしいでしょうか。まだ確定していない場合はいつ確定するのでしょうか。さらに、もし地方債の発行が確定していない場合で、基準金利決定後のサービスの対価確定後（落札後）結果として地方債が発行されなかった場合、サービスの対価の見直しを行うことになると思われますが、その場合の追加費用は、甲が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の支払の考え方（一括⇄割賦等の比率、金利条件等）は、入札説明書にお示しするとおり、すでに確定しています。地方債の許可の可否によってサービス対価の見直しを行うことはありません。
29	入札説明書	P23	別紙 4 (1) ア	「平成19年度から平成30年度までの返済期間12年間の元利金等返済の・・・」とありますが、「元利金等返済」とは「元利均等返済」という意味でしょうか。	御指摘を受けて、当該資料を修正致します。
30	入札説明書	P23	別紙 4 (1) ア	「元利金等返済」⇒「元利均等返済」	御指摘を受けて、当該資料を修正致します。
31	入札説明書	P23	別紙 4 (1) ウ	落札日と引渡日に期間のずれがあるため、金利変動リスクをSPCが負うため出来れば基準日は引渡日にして頂けないでしょうか。	御希望には添いかねます。
32	入札説明書	P23	別紙 4 (1) イ	工事費等の構成の中で「その他の費用」とは具体的に何かを想定されていますか。	入札説明書P.23 (1)イ に記載する「設計費…保険料」といった費目以外で、本事業の遂行に必要な一切の費用を計上するものとします。提案者が記載項目以外の費用を必要とする場合には、その他費用として、様式集に示す各種の見積書・内訳書に記入してください。
33	入札説明書	P23	別紙 4 (1) ウ	基準金利として15年スワップレートを採用された理由を御教示ください。	13年物が無いため、事業者が支払う金利の内、基準金利を高め15年物スワップレートと設定し、残りの上乗せ金利を事業者提案に委ねることとしたからです。
34	入札説明書	P23	別紙 4 (1) ウ	基準金利決定日が落札者決定日と規定されていますが、この基準金利決定日と割賦手数料の支払開始日との間に相当な期間が開き、いわゆる「先スタートスワップ」にかかる金融コストが増加されます。基準金利決定を割賦手数料の支払開始日に近づけることにより、サービス対価が節約できると思われますが、1)維持管理業務の運用開始日の2営業日前、2)仮契約締結日の2営業日前、のどちらかとすることが可能でしょうか。落札者決定日には、特別目的会社が設立されておらず、事業契約も締結されていないので、金融実務上基準金利の確定に伴い必要となる措置をとることが極めて困難です。	御希望には添いかねます。
35	入札説明書	P23	別紙 4 (1) ウ	本件は、基準金利の決定日が落札者決定日であるため、スワップ取得までの金利変動リスクを事業者が負担することとなります。基準金利の決定日を事業契約締結日もしくは供用開始日としていただくようお願いいたします。	御希望には添いかねます。
36	入札説明書	P23	別紙 4 (1) ア	平成19年度から12年間の元利均等返済の方式とありますが、施設整備費相当額の支払いは事業契約書（案）では平成18年度上期からなされる形になっております。施設整備費相当額の算定に付きお示し下さい。	施設整備費相当額の支払いは、平成18年度下期に一括支払い分を支払い、割賦支払い分については、平成19年度上期から支払いを開始します。御指摘を受けて、事業契約書 別紙12 (1), (2), (3), (4)を改めます。No.168の回答を御参照ください。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
37	入札説明書	添付資料 1	対象校一覧	今回の対象校の中で、統廃合の予定がある小学校がありましたら、予定時期を含めてご提示ください。	現時点では、対象校について統廃合の予定はありません。
38	入札説明書	P6	第 2 3 (1) イ DVD	DVDにて交付された「建築標準図（京都市都市計画局）」について 同じDVD内に入っている「対象校棟別一覧表」の建築年月日を参考に、各小学校の建築標準図を選べば宜しいでしょうか。その場合、55年が最新の標準図であるため55年以降の建物は全て55年の建築標準図どおりと考えてよろしいでしょうか。	現地見学で御確認ください。なお、各小学校の建築年次については、概ね当該年度の建築標準図に準じているとお考え頂いて結構ですが、場合によっては建築標準図との差異がある可能性があり、また、55年以降の小学校については、55年の建築標準図に準じているとは限らないことを御承知おきください。
39	入札説明書に係る参考資料 (DVD)	-	-	各小学校の受変電設備、幹線動力設備の図面を、供与いただけないでしょうか。	後日、入札参加者（代表企業）に単線結線図のデータをDVD又はCDにて交付する予定とします。
40	入札説明書に係る参考資料 (DVD)「建築標準図」	-	タイプ別図面	今回の冷房化計画に関連する各校の各校舎は、配布された建築図の何れの型式になるのかご提示ください。	参考資料としてお配りした対象校棟別一覧表を御参照のうえ、詳細は現地見学で御確認ください。
41	入札説明書に係る参考資料 (DVD)「対象校に関するその他のデータ」	-	平成16年度小学校別月別電気使用量（契約電力・受電容量含む）	各校の夜間(22:00～8:00)の最大電力をご提示ください。夜間の最大電力が大きい場合はその理由をご提示ください。	御質問の時間帯における各校の最大電力については、把握しておりません。
42	要求水準書	P5	第2 2 (3) ウ	「機能性・効率性への配慮」について 「維持管理段階でのモロシグを効果的かつ効率的に実施できるような配慮」とありますが、効果的かつ効率的に実施するためには具体的にどのような準備が必要と考えればよろしいでしょうか。	提案者のノウハウや技術等を生かした提案を期待しています。特に、維持管理期間において、空調設備の性能（燃費等）を、できるだけ正確かつ効率的に検証できるようなシステム・工夫等を期待しています。
43	要求水準書	P5	第2 (4)	冷房化事業に伴う熱源として必要な電力・ガス設備等は増強して、対応が原則ですか。既存の受変電設備・ガス設備等に余裕があれば増強無しで既存利用と考えてもよろしいですか。受変電設備・ガス設備に将来対応のゆとり、フレキシビリティを持たす必要があれば目安を指示願います。	各校とも授業日のエネルギー使用に加え、今回整備いただく空調設備を100%の負荷率で運転した場合でも、エネルギー供給量を確保できるよう、トランス容量では10%以上のゆとりを持たせてください。
44	要求水準書	P6, 11-12, 19, 25	第3 1(1) オ、2(3) イ、第3 6(1)、第 4 1(4)イ	空調設備運転監視に対する電話回線または、PHS回線を事業者側で設置する場合に、回線のイニシャル費用、ランニング費用は、事業者負担となりますか。その際、PHS回線にて適用させて頂く場合の棒状アンテナは、職員室に露出取り付け可能でしょうか。また、アンテナ用ケーブル配管は、モールで宜しいでしょうか。	回線のイニシャル費用、ランニング費用は、事業者負担とします。 また、職員室内のアンテナ露出設置、モールの設置は、業務に支障のない限り可とします。 業務への支障の有無は学校長との協議によるものとします。
45	要求水準書	P11	第3 2 (3) ア	室外機設置スペースについて、壁面からの距離（防護フェンスを含む）、地面からの高さ、並列設置長さ等に制限がありますか。ありましたら具体的内容をご回答願います。	学校長との協議によることとします。
46	要求水準書	P11	第3 2 (3) ア	『・室外機、熱源等にあつては、各対象校の敷地内、当該校舎と近接する地上部分に設置すること。』とありますが、校舎内の教室等に近接する場合の防音対策及び規制値についてのお考えをご教示願います。	学校環境衛生の基準によることとします。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
47	要求水準書	P11	第3 2 (3) イ	職員室において集中的に管理を行う為の集中制御装置及び、空調設備運転監視装置の電源（ＡＣ１００Ｖ、１００Ｗ未満を想定）は、職員室内の既存コンセント・専用ブレーカ等からの供給が可能ですか。 また、この電力は、換気設備と同様に市側で負担及び、入札書類における想定エネルギー使用量の算出に含まなくてもよろしいですか。	既存コンセントからの供給は不可としますが、既存分電盤からの分岐は可とします。 また、電力の負担は市側とし、想定エネルギー使用量の算出には含まないものとします。
48	要求水準書	P11	第3 2 (3) イ	冷房装置の発停について。1. 職員室での集中管理が可能であること 2. 各教室で温度設定が不可能であること が要求水準であることにより、教室へのローカルコントローラ設置は不要である、と解釈してよろしいでしょうか。	空調設備の発停及び温度設定については職員室で集中管理できるとともに、各教室においても個別コントローラーを用いて発停及び温度設定ができることを前提とし、そのうえで各教室で温度設定ができないようにすることも可能であることを意図しています。 なお、平成17年5月20日に公表した実施方針の添付資料で示したとおり、平成16年度に空調設備を整備した中学校の事例では、コントローラーを毀損から保護する機能も果たすよう、各教室のコントローラーに鍵付き保護カバーを取り付けております。
49	要求水準書	P11- P12	第3 2 (3) イ	「運転管理方式」について モニタリングを行う4校の全空調対象室の運転状況等監視できる運転監視システムは、各小学校内に設置して良いのでしょうか。	設置して構いません。設置場所については、学校長との協議によります。
50	要求水準書	P11	第3 2 (3) イ	「運転管理方式」について 「○ 全室の運転（稼働、温度設定等）・・・」とありますが、（稼働、温度設定等）の「等」とはどのようなものを想定されているのでしょうか。	要求水準としての最低要件として、稼働状況（オン⇄オフ）、温度設定状況を記録できることを求めています。これ以外に、空気調和設備の性能を検証する上で有効なデータ等の記録等が可能であれば、御提案いただくことを期待しています。例えば、各室外機毎の使用エネルギー量の逐次記録などを想定しています。
51	要求水準書	P11-12 19, 25	第3 2 (3) イ、 第3 6 (1)、第4 1 (4) イ	運転監視等のシステム選定にあたり、学校の既存のインターネット回線の利用は可能でしょうか。（異常監視及びデータ採集に使用） 利用可能である場合、指定校4校及び他152校のどの小学校が回線が設置されているかお示頂けますか。 また、同様目的で各学校間のイントラネットは構築されていますか。 されている場合に同回線の利用は可能でしょうか。	学校のＬＡＮ回線については、教育委員会の業務用サーバーとイントラ接続しており、セキュリティの観点から御質問の回線利用はできません。 なお、小学生の学習系ＬＡＮ設備工事も年次計画に沿って順次整備を進めてきており、選定事業者には対象校に係る他の工事も含めて具体化した時点で情報を提供する予定です。
52	要求水準書	P11-12 19, 25	第3 2 (3) イ、 第3 6 (1)、第4 1 (4) イ	空調設備運転監視等のシステム選定にあたり、学校の既存の電話回線の利用は可能でしょうか。（異常監視及びデータ採集に使用） その際、基本料、通話料等は市側で負担して頂けますか。	学校の電話回線については、学校用務専用であり、御質問の回線利用はできません。
53	要求水準書	P12	第3 2 (3) イ	指定4校のモニタリングについて、運転状況のうち「温度設定状況」を記録する意図をご教示ください。機器仕様確定のためにお伺いしたく存じます。	維持管理期間におけるモニタリングを行ううえで、市と事業者の両者が空気調和設備の運用の実態を共通的に把握するために必要であると考えています。
54	要求水準書	P12	第3 2 (5)	受変電設備について現状の各校デマンドを、既存設備情報としてご教示ください。（現調ではピーク負荷の判断が不可能なため）	後日、入札参加者（代表企業）にデータをＤＶＤ又はＣＤにて交付する予定とします。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
55	要求水準書	P12	第3 2 (5)	PCB含有変圧器について 「・なお、変圧器を取り替える場合は、PCB含有分析を行い、結果を報告するとともに、法令に従い適正に処理することとします。」とあります。 PCBを含む変圧器の取り替えが必要な場合、各小学校には法令に従い適正に保管する場所があるのでしょうか。 適正に保管する場所がない場合、適正に保管する場所は京都市側が整備してご提供頂けるものと判断しますがよろしいでしょうか。	法令に従って、市が保管場所を提供します。ただし、保管時に必要となる保管容器、表示板等は事業者負担とします。
56	要求水準書	P12	第3 2 (6)	換気設備を設けることとなっておりますが運転は各室で行うものとし集中管理は無しと考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	御指摘のとおりです。
57	入札説明書 要求水準書	P12	第3 2 (7) ア 熱負荷計算条件	ア 設計用屋内条件で夏季、冬季の相対湿度の記載がありませんが、熱負荷計算上の湿度条件をご提示ください。	建築設備設計基準（相対湿度 夏季：50%、冬季：40%）によることとします。
58	要求水準書	P12／ P15	第3 2 (7) 熱負荷計算条件／第3 3 (7) 試運転調整	『夏季：28.0℃、冬季：18.0℃』、試運転調整で『室内温度の測定（室中央部分床上1.0m）』とありますが、 この点『室内温度の測定（室中央部分床上1.0m）』での条件として、許容範囲はどの程度だとお考えでしょうか。	学校環境衛生の基準によることとします。
59	要求水準書	P12	第3 2 (8)	室内許容騒音値をご指示ください。	学校環境衛生の基準（教室内の騒音レベルは、窓を閉じているときは中央値50dB以下）によることとします。
60	要求水準書	P14	第3 3 (1)	「工事(試運転を含む)に必要な工事用電力、水道、ガス…自己の費用および責任において調達」について。新規に敷地外から引込むのではなく、選定事業者により責任を持って各校の既存施設から分岐し、使用できると考えてよろしいでしょうか。	御指摘のとおりです。ただし、要求水準書に記載のとおり、本事業にかかるエネルギー量は、従来使用分とは別に計量できるようにしてください。
61	要求水準書	P14	第3 3 (2)	工事着手可能日は本契約日以降と考えてよいのでしょうか？	御指摘のとおりです。
62	要求水準書	P14	第3 3 (2) ア、イ	「現場作業時間」について 平日に作業を行う場合、授業を行いながらの工事になると考えられますが、同時にだいたい何教室の工事が行えると考えておけば宜しいでしょうか。また、土・日・休校日の工事は可能と考えて宜しいでしょうか。	同時に何教室の工事を行うかは、基本的に事業者の提案に委ねます。また、土・日・休校日の工事は可能です。ただし、実際の工事に当たっては、要求水準書に記載の要件を満たしたうえで、教育活動のほか、周辺住民との関係にも配慮して、事前に学校長と協議を行ってください。
63	要求水準書	P15	第3 3 (7)	試運転調整は、夏期冷房時のみと考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	要求水準書P19に記載のとおり、夏季及び冬季のシーズンイン点検を行っていただくこととしています。
64	要求水準書	P17	第3 4	工事監理者としての資格要件はありますか。	要求水準書P26 2-(1)設計担当者に準じた資格要件とします。
65	要求水準書	P19	第3 6 (1)	「平成18年度の当該増加費用に限り選定事業者が負担するものとする。」に関して 費用算定のため各学校の単相、三相変圧器の設置容量と利用率についてご教示願います。 また、標準的な学校での各教室の時間帯毎の使用状況についてもご教示願います。	後日、入札参加者（代表企業）にデータをDVD又はCDにて交付する予定とします。 なお、利用率については、公表した資料を基に各社で計算してください。 各教室の時間帯毎の使用状況については、把握しておりません。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
66	要求水準書	P19	第3 6 (1)	「・選定事業者は、市又は学校長が要求する時期に、シーズンイン点検を行うこととします。」とありますが、想定されている点検回数がありますか。 (第2 1 (4) にてメンテナンスフリー・・・の観点等とありますが、最低点検回数は事業者側の判断で設定は可能でしょうか?)	御提案に委ねます。No. 63の回答を御参照ください。
67	要求水準書	P20	6 (3)	保全作業は休日(土、日曜日、祝日、春、夏、冬休み)行うことは可能でしょうか。また時間帯の指定はありますか。	基本的に、保全作業は教職員の勤務日(土・日・祝日、年末年始及び夏季統一指定日(3日間)を除く日)を想定しています。ただし、特に授業日については、学校教育活動に支障のないように、その都度の実施日・時間帯について学校長と協議するものとします。 なお、やむを得ず土・日・祝日に作業が必要な場合は、学校長と協議し、了解を得る必要があります。
68	要求水準書	P20	6 (3)	各小学校での、フィルター洗浄は可能でしょうか。その際の電気代、水道代の取り扱いはどのようにになりますか。	各校でのフィルター洗浄は、合理的な範囲であれば可能です。また、その際の水道代等は、合理的な範囲であれば市(各校)の負担とします。
69	要求水準書	P20	6 (3)	交換用フィルターの収納場所は、各学校にて提供していただけますか。	交換用フィルターの収納場所については、事業者の責任で確保してください。
70	要求水準書	P22 P24	第4 業務実施に当たっての必要手続き・資格等 1 (3) ア	選定事業者は、工事監理業務を開始するに当たり、対象校ごとに以下の書類(市の仕様によるものとします。)を市に提出することとします。工事監理者届(経歴書を含む)以上の記載がありますが、工事監理者は各学校別に必要でしょうか?、全体で1人で可能でしょうか?何校まで兼任可能でしょうか?尚、工事の主任技術者は「1人につき5現場まで担任できる」とありますが、工事監理者は記載ございません。	御指摘を受けて、工事監理者については、1人につき5現場まで担任できるものと明確化します。
71	要求水準書	P27	第2 (2) ア	施工業務の技術者について 「主任技術者又は監理技術者を専任で適切に配置」とございますが「適切」とは具体的にどのような事を示すのでしょうか。 以上、宜しくお願い致します。	建設業法の規定に基づき配置してください。適切性を確保するために、複数の監理技術者を配置するなどについては、御提案に委ねます。
72	要求水準書	P27	2 業務に当たる者の資格要件	(3) 工事監理業務 ア 工事監理者について 工事監理の業務を行う企業は、当該対象校の空気調和設備の設計業務及び施工業務を担当した企業であってはならず、また、これら企業と相互に資本金若しくは人事面において関連のある企業であってはならないこととします。以上の記載があるが、工事監理を行う企業の資格要件(指名登録の有無、企業の資格、監理者の資格)をご指示願いたい。	企業の資格要件は特にありません。 工事監理者については、No. 64を参照してください。
73	要求水準書	P27	第4 2 (2) ア	「工事現場ごとに置く補助員(主任技術者)は1人につき5現場まで担任できることとします」について、 担当する工事施工中の現場が最大5現場である(工事が終了すれば新たに次の現場を担当することが可能)との解釈で良いのでしょうか。	御指摘のとおり、補助員が同時に担任できる現場は最大5校で、工事が完了すれば、新たに他の現場を担当することは可能です。
74	要求水準書	P27	第4 2 (2) ア	「監理技術者を専任で適切に配置」とありますが、監理技術者は1名で足りるとお考えでしょうか?	建設業法の規定に基づき配置してください。適切性を確保するために、複数の監理技術者を配置することについては、御提案に委ねます。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
75	要求水準書	P27	第4 2 (3) ア	「工事監理の業務を行う企業は、当該対象校の空気調和設備の設計業務及び施工業務を担当した企業であってはならず、また、これら企業と相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業であってはならない」について、 上記条件を満たしていれば同じコンソーシアム内のメンバー（構成企業、協力企業）が、他のメンバーが設計・施工した学校の工事監理を行うことが出来るとの解釈でよろしいでしょうか。	解釈された内容で問題ありません。
76	落札者選定基準	P7	第3 3 (2)	審査委員会の意見の扱いについて 提案書記載内容が改善され、設計・施工・維持管理等の条件として加味された場合で、費用が発生するケースでの費用負担先はどのようなのでしょうか。	原則として、落札金額に変更が生じない範囲を考えています。ただし、合理的な範囲での改善に係る費用は、事業者の負担とします。
77	落札者選定基準	P13	第3 4 (5)	『審査においては、上記の審査項目ごとに各入札参加者の提案内容を評価し点数化しますが、その際の得点の計算方法については、原則として項目ごとに以下の4つの評価ランクを設定し、当該提案内容の評価ランクに応じた得点を付与するものとします。』と記載されていますが、評価は、絶対評価又は、相対評価のどちらで行われるのでしょうか、ご教示下さい。	例えば、応募者が5者であった場合、5者ともAの評価ランクとなる場合もあり得るという意味での絶対評価を基本として、京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会において評価を行います。
78	基本協定書 (案)	全般	-	基本協定の適用期間を明確にしていただけますでしょうか。例えば4条の規定は本事業終了後は不要と思われます。	原則として事業契約継続期間中が適用対象期間ですが、事業契約が締結されなかった場合や事業契約の解除による契約終了後の権利義務関係を定めた条項（第6条第5項から第9項）や秘密保持義務を定めた第9条など、条項の性質上又は規定文言上、事業契約期間以外を適用対象とする規定については、適用対象期間は基本協定書の定めに従います。
79	基本協定書 (案)	P1	第3条 3	「ただし、事業予定者への乙の構成員以外の第三者の出資につき、事前に、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」とあります。 甲（京都市）の承諾が得られる場合とは、どのようなケースを想定されているのでしょうか。	甲において、本事業の継続かつ円滑な遂行の観点等から、問題がないと判断できる場合です。
80	基本協定書 (案)	P2	第6条 6	趣旨を明確にするために、冒頭の「乙の構成員が」の前に、「本事業又は本事業に関し」を挿入していただけますでしょうか。	御指摘を受けて、「本事業に関し」の文言を挿入します。
81	基本協定書 (案)	P3	第6条 7	第7項各号に該当する場合、事業契約の解除権も損害賠償請求権も適用されないという意味でしょうか。それとも適用されないのは損害賠償請求権だけでしょうか。（貴市が別途規定されておられる「談合等の不正行為に対する損害賠償条項等」の趣旨との整合性）	第7項各号は、損害賠償請求権の適用を除外するものであって、甲による事業契約の解除権まで排除するものではありません。事業契約第72条第3項を御参照ください。
82	基本協定書 (案)	P3	第6条 8	第6条8項には「第6項の規定は、本基本協定による履行が完了した後も適用するものとする。」とありますが、6項の適用期間はいつまででしょうか？	事業契約が期間満了により終了する場合は、その終了時までであり、事業契約が期間途中で解除される場合には、その時点で、第6項の規定の効果が生じます。
83	基本協定書 (案)	P3	第6条 8	第6項の規定の適用期間を明確にいただけますでしょうか。	No. 82の回答を御参照ください。
84	基本協定書 (案)	P4	第10条の下	「以上を証するため、本基本協定書を7通作成し」について 何故7通作成するのでしょうか。	標記の誤りです。末尾の「7通」は「●通」と御理解ください。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
85	事業契約書 (案)	前文／ P22	前文7／ 第43条 2	- 前文7でも「契約保証金」を定義し、ここでは「契約金額のうち初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の100分の10以上」としていますが、第43条2項では、「100分の30以上」となっています。どちらが正しいのでしょうか？ - 第1項で、「次の各号のいずれかに掲げる保証」としながら、第4項で、「第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する」としています。契約保証金は、いずれかの一つでありながら、あえて「納付を免除する」としているのは何か意味があるのでしょうか？	契約保証金については、第43条第2項のとおりですので、御指摘を受けて前文7の「100分の10以上」を「100分の30以上」に改めます。 第43条第1項第1号から第4号と第5号では、保証の性質が異なることから、第5号については、契約保証金の納付を免除すると規定しているまでであり、空気調和設備の施工の履行を保証するためには、第1項から第5項のいずれかの方途をとっていただければ結構です。
86	事業契約書 (案)	P1	第1条 (16)	現状の定義ですと不可抗力の範囲が極めて限定的となる虞があり、事業者のリスクヘッジが困難となります。「入札参加時において、想定し得ないような」の箇所を削除頂けないでしょうか（後段に「甲または乙の合理的な制御不能な」との記載がありますので、削除後においても不可抗力の範囲が不当に広がる虞はないと考えます）。	合理的な制御が不能な事態が生じた場合であっても、その事象発生の可能性が入札参加時に想定し得る場合には、対応策を準備しておいていただくことにより回避され得るものと考えますので、御要望にはお応えしかねます。
87	事業契約書 (案)	P2	第1条 (21)	「構成企業」とは、甲に出資する企業をいう、とありますが、これは「乙」の間違いではないのでしょうか？	御指摘を受けて、第1条第1項第21号本文中の「甲」を「乙」に改めます。
88	事業契約書 (案)	P4	第6条 2	事業実施場所の変更により生じた事業者の費用は甲に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構ですが、負担する費用の範囲は、合理的な範囲とします。
89	事業契約書 (案)	P4	第9条 2	「国等の公的金融機関からの財政上及び金融上の支援」の活用をするか否かの判断は、最終的には事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。また、当該活用をした場合においても、対価の見直しはなされないとの理解でよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。
90	事業契約書 (案)	P4	第10条	乙の損害賠償義務について次の項目の追加、削除の変更をお願いします。 「乙が本事業を行うにつき、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合…」 (追加)「乙の責に帰すべき事由により」 (削除)「ただし、当該損害のうち…生じたものを除く」	御指摘を受けて、第10条第1項の条項を以下のとおり修正します。 「乙が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は本契約に基づき乙の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。」
91	事業契約書 (案)	P 5	第10条 2	法令等上の責任の有無について見解が相違する場合、又は事業者が第三者に対し相殺に供し得る反対債権を有する等の抗弁を有する場合等が考えられますので、甲が実施する第三者への損害賠償は、事業者との協議後として頂けないでしょうか。	実際の運用上においては、甲が第三者に賠償を行うに当たっては、乙に通知することとなりますので、その際、事実上、甲と乙との間で協議の機会はあるものと考えますが、甲は当該協議の結果に拘束されるものではありません。
92	事業契約書 (案)	P5	第11条 4	本項他、事業契約書上甲が負担する「合理的な費用」には、金利スワップブレイクコスト等の金融関連費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか	金融機関において生じた実損が資料等によって裏付けられる合理的な金融費用については、乙に発生した合理的な追加費用に含まれますが、金融機関による違約的な手数料は含まれません。
93	事業契約書 (案)	P5/ P7/ P13/ P26	第12条/ 第16条/ 第30条/ 第53条	甲の承諾の必要な下請は第何次下請まででしょうか。	すべての下請負者について必要とします。
94	事業契約書 (案)	P5	第14条 5	事業者が学校教育活動に支障がないよう留意した結果、事業者に発生した合理的な増加費用は、甲に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札時に予想可能な範囲の配慮や留意については、これが現実化して、乙に追加費用が生じても、合理的な追加費用には該当せず、甲の負担とはなりません。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
95	事業契約書 (案)	P7	第4章 第18条 第1項	『乙は、空気調和設備につき市立小学校単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、甲に対し、速やかに別紙4「1」「(2)」に定める書類等を提出する』と記載されていますが、同時期に全ての市立小学校の設計を完了し速やかに別紙4「1」「(2)」に定める書類等を提出しなくても良いのでしょうか、ご教示下さい。	設計の完了時期、工事着工時期は、必ずしも一定の時期に同時になされるものではないと想定しておりますので、設計の完了の都度提出していただくことを想定しております。
96	事業契約書 (案)	P8	(設計の完了) 第18条 2	甲は別紙4「1」「(1)」及び「(2)」に定める書類等と本契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類との間に客観的な不一致があることが判明した場合、とありますが客観的な不一致があるということは甲による判断に基づいてという認識なのでしょうか？ご教示願います。	甲が主観的に判断するのではなく、本契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類を客観的に対比した結果、不一致が認められる場合です。
97	事業契約書 (案)	P8	(甲の請求による設計の変更) 第19条	甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。とありますがその際、甲に対する時間的な制限は設けられないのでしょうか？ご回答よろしくお願います。	時間的な制限を設けることは困難ですが、可能な限り速やかに対応致します。
98	事業契約書 (案)	P9	(甲の請求による設計の変更) 第19条 3	甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし、とありますが合理的な範囲においてという判断基準をどのようにお考えでしょうか。明確にご開示いただく事は可能でしょうか？以上宜しく、お願い致します。	本事業と同種同等の事業において、同様の事態が生じた場合に、一般的に通常、事業者が生じると認められる追加費用又は損害であるといえるか否かが、判断基準です。
99	事業契約書 (案)	P9	(甲の請求による設計の変更) 第21条 2	甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙15に規定する負担割合に従い負担するものとする。とありますが合理的な範囲内のものについてという判断基準をどのようにお考えでしょうか。明確にご開示いただく事は可能でしょうか？以上宜しく、お願い致します。	No. 98の回答を御参照ください。
100	事業契約書 (案)	P10	第22条	「本事業に直接関係する法令制定又は改正」について、これは実施方針P. 3～P. 4に示された法令をいうのでしょうか？また、第3項において、「第1項に定める場合以外の法令改正等」とありますが、具体的な範囲を示すことはできますか？	第1項の「本事業に直接関係する法令」とは、実施方針P3～P4に示された法令に限定されるわけではありません。 第3項において、「第1項に定める場合以外の法令改正等」についても具体的に限定して列挙することは困難であり、実施方針P3～P4に示された法令を含めた「本事業に直接関係する法令」以外のものと御理解ください。
101	事業契約書 (案)	P10	(本事業に直接関係する法令制定又は改正による設計変更等) 第22条2	甲は当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、とありますが合理的な範囲内という判断基準をどのようにお考えでしょうか。明確にご開示いただく事は可能でしょうか？以上宜しく、お願い致します。	No. 98の回答を御参照ください。
102	事業契約書 (案)	P10	(事由の複合による設計変更) 第23条	甲及び乙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その事由毎に、変更を与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえでとありますが変更を与えた影響度合いを算出するというのは甲・乙協議の上と判断してよろしいのでしょうか？また影響度合いの算出基準について明確にご開示いただく事は可能でしょうか？以上宜しく、お願い致します。	変更を与えた影響度合いについては、客観的に算出されるものです。ただし、客観的な算定過程の正確性の確認、検討が必要となった場合には、甲乙の協議・検討が行われることになります。また、算出基準については、ケース・バイ・ケースの判断であり、現時点において、算出基準は設定していません。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
103	事業契約書 (案)	P10	第5章 第1節 第24条 第1項	『乙は、施工期間中の各事業実施場所における別途工事の予定を事前に学校長に確認し、甲又は学校長を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行ったうえ、学校教育に支障がないよう、第24条に定める施工計画書及び週間工程表を作成しなければならない。』と記載されていますが、各学校の別途工事は、いつの時期に分かるのでしょうか、ご教示下さい。	年次計画で進めている耐震補強工事、LAN設備工事については、平成18年度予算が確定する平成18年3月下旬を目途として、工事対象校が確定します。ただし、施工方法は当該工事請負入札公告以降に、工程は工事請負業者の落札後となります。 なお、事業開始後の修繕については、市が調整を要すると判断した時に、事業者へ連絡することを想定しています。
104	事業契約書 (案)	P11	第25条	施工JVを組む予定の場合、JVの組成は可能でしょうか。	S P Cが発注する施工業者がJ Vを組むかどうかについては、事業者の判断と致します。ただし、構成企業又は協力企業以外の企業を当該J Vに参加させようとする場合には、要求水準書及び事業契約書(案)に示す「第三者の使用」の条件を遵守してください。
105	事業契約書 (案)	P11	(空気調和設備の施工) 第25条4	乙は、空気調和設備の施工に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報知器等の既存物の移設が必要となる場合には、甲及び学校長と協議し、甲及び学校長の指示に基づき、各種共通仕様書等を遵守のうえ、これらを移設し、速やかに機能回復等を行うものとする。とありますが事前調査の結果、予想不可能であった移設に関しての費用負担は乙より甲へ追加費用として請求することが可能であると判断してよろしいでしょうか？ご教示願います。	適正妥当に事前調査をしていただいた結果、なお予想不可能であった移設に関しての費用負担に関しては、御指摘の御理解で結構です。
106	事業契約書 (案)	P12	第27条	SPCが建設業許可を取る必要のないこと(元請ではなく発注者であること)をご教示下さい。	S P Cは、建設業許可を取る必要はありません。
107	事業契約書 (案)	P12	(工事監理等) 第28条	別紙4「3」「(2)」に定める書類を甲に退出させるものとする。とありますが「退出」の部分は「提出」と解釈してよろしいでしょうか？	御指摘を受けて、訂正します。
108	事業契約書 (案)	P12	第28条5	「甲に提出させるものとする」にご修正下さい。	御指摘を受けて、訂正します。
109	事業契約書 (案)	P15	(甲らによる説明要求及び工事現場立会い等) 第33条3	第1項に規定する説明又は確認の結果、空気調和設備の施工状況が別紙4「1」「(1)」、「(2)」及び別紙4「2」「(1)」から「(3)」までの各書類等、本契約、実施方針、実施提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、とありますが甲による判断に基づいてという認識なののでしょうか？また客観的に逸脱していると判断する基準についてどのようにお考えですか。明確にご開示いただくことは可能でしょうか？	No. 96の回答を御参照ください。
110	事業契約書 (案)	P17	第36条	「・・・甲及び乙の間において協議が整わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期・・・、乙はこれに従わなければならない。」について、乙の立場からすると、協議が整わない以上、甲から合理的といわれても納得しがたい内容になるかと思いますが、「甲乙協議して定める」といった内容に変更できないのでしょうか？	甲乙の協議が調わなかった場合に、本事業が途中中断することを回避するうえで、協議不調の場合の処理方法を定めておく必要がありますので、御要望には応じかねますが、甲が合理的な工期又は供用開始日を定めるに当たっては、可能な限り乙の事情を考慮致します。
111	事業契約書 (案)	P17	第37条1	供用開始日が延長となった場合でも、維持管理期間は平成31年3月31日までとの理解でよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。
112	事業契約書 (案)	P17	第37条1、第65条	供用開始日が延長となった場合には、初期費用相当額の支払いスケジュールはどのように変更されるのでしょうか。	原則として、当初のスケジュールどおり支払う予定ですが、延長に至った事由、責任の所在及び延長する期間等によってスケジュールを変更する場合があります。 スケジュールの変更方法としては、2回目の支払いの際に1回目の分を合わせて支払うことが想定されますが、変更後のスケジュールについては、甲乙協議のうえ、甲が決定します。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
113	事業契約書 (案)	P18	第38条	不可抗力事由及び法令改正等を事由とする供用開始日の遅延による費用負担については、第37条の費用負担と同様との理解でよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。
114	事業契約書 (案)	P18	(工期又は供用開始日の遅延による費用等の負担) 第38条2	甲に当該違約金を超える追加費用又は損害があるときは、その費用又は損害についても甲に支払わなければならない。とありますが追加費用又は損害については甲・乙協議の上、決定されるという認識でよろしいのでしょうか？ご教示願います。	実際に甲に生じた違約金を超える追加費用又は損害であり、これは、甲乙協議のうえ決定されるものではありません。なお、甲は、当該金額の証憑類を乙に提示します。
115	事業契約書 (案)	P18	第38条2	「施工計画書記載の工期等」とは供用開始予定日(8/24)を指すと考えて良いのでしょうか？各校毎の施工計画において、竣工予定日はそれぞれ異なると思われますが、8/23までの間で各校の施工予定が遅延した場合にも違約金が発生するのでしょうか？(供用開始までに全校完了していれば、万一各校の竣工予定が遅延しても違約金の対象にはならないのではないのでしょうか？)	御指摘のような場合には、原則として違約金の対象となりません。
116	事業契約書 (案)	P18	第38条2項	京都市契約事務規則に規定する割合とは遅延日数1日につき1,000分の1相当となりますが、この場合年36.5%相当とかなり高い利率と思われます。金利についてご再考願えないでしょうか。	御要望にはお応えしかねます。
117	事業契約書 (案)	P18	第38条2項	工事の一時中止に伴い乙が負担する追加費用として金融費用が発生することも想定されますので、「合理的な範囲」に金融費用も含むとの理解でよろしいのでしょうか。	No. 92の回答を御参照ください。
118	事業契約書 (案)	P20	第41条	第41条の「空調設備の瑕疵」と第42条の「施工により生じた空調設備の瑕疵」の区別基準は何でしょうか。	第41条の「空調設備の瑕疵」とは、当初納品に係る空調設備そのものについての瑕疵であり、第42条は、空調設備の施工又は移設によって、当該移設に係る空調設備に瑕疵が生じた場合の規定です。
119	事業契約書 (案)	P20	第41条	第41条は、瑕疵担保期間が13年間と極端に長いのです。維持管理業務としての補修と瑕疵担保を明確に区別し、瑕疵担保責任を第42条に集約出来ませんかでしょうか。	本事業においては、提案していただく維持管理業務下において、事業期間である13年間は、稼働可能な空調設備の設置をしていただくことが契約内容となっております。したがって、瑕疵担保責任を事業期間と同一とすることも不合理であるとは考えませんので、御要望にはお応えしかねます。
120	事業契約書 (案)	P20	第41条	瑕疵担保の起算点が「引渡しを受けた日から」となっていますが、この引渡しは各学校ごとの個別の引渡しという意味でよろしいのでしょうか。	引渡し日は、第46条に規定しておりますとおり、平成18年8月24日午前0時、あるいは同月28日午前0時であり、瑕疵担保の起算点もその時点となります。
121	事業契約書 (案)	P20	第41条	第41条第1項は、甲に帰責事由のある場合を瑕疵担保責任の除外事由としていますが、設備の使用者(=学校)などの第三者に帰責事由ある場合も除外するのが普通です。したがって次の項目の追加をお願い出来ないのでしょうか。 「ただし、当該瑕疵が甲または第三者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には…」 (追加)「または第三者」	御指摘を受けて、甲の帰責事由に学校利用者の帰責事由を含める形で、修正を検討致します。
122	事業契約書 (案)	P20	第41条 第42条	瑕疵担保期間について、第41条では「設備の引渡しを受けた日から13年が経過するまでの間に」とし、第42条2では、「設備の引渡しの日から1年以内に」となっています。41条と42条の違いは何でしょうか？	第41条の「空調設備の瑕疵」とは、当初納品に係る空調設備そのものについての瑕疵であり、第42条は、空調設備の施工又は空調設備の移設等によって、当初設置に係る空調設備ではなく、事業実施場所や市立小学校の建物、あるいは当該移設に係る空調設備に瑕疵が生じた場合の規定です。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
123	事業契約書 (案)	P21	第5章 第4節 第42条 第2項	『その瑕疵かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年間とする。』と記載してありますが、事業終了年度に第61 条第1 項に基づき乙が行った空気調和設備の移設が行われた場合、特別目的会社を事業終了後10年間存続しなければならないのでしょうか、ご教示下さい。 また、特別目的会社を事業終了後10年間存続しなければならない場合に第61 条第1 項に基づき乙が行った空気調和設備の移設についての追加費用に特別目的会社の存続にかかる経費は、認められるのでしょうか、ご教示下さい	瑕疵担保責任を履行していただける体制が執られている場合には、必ずしもS P Cの存続を義務付けるものではありません。また、S P Cの存続に要する費用は乙の追加費用には含まれません。
124	事業契約書 (案)	P21	第43条	契約保証については履行保証保険を選択されると思いますが、第43条第1項(5)の「履行保証保険」に保証事業会社の保証も含まれるのでしょうか。	御指摘のとおり、第43条第1項第5号の「履行保証保険」に保証事業会社の保証も含まれます。意図を明確にするため、事業契約書第43条第1条第4号の「金融機関」を「金融機関等」に改めます。
125	事業契約書 (案)	P21	第43条1	「第2号から第5号までの保証については、甲の承諾を要する」とありますが、具体的な承諾の条件はありますか。	甲において、空気調和設備の施工の履行を保証するに十分であると判断し得ることが承諾の条件です。
126	事業契約書 (案)	P22	第43条2	契約保証金額が、初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の100分の30とありますが、空気調和設備引渡し前の契約解除違約金が初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の100分の10であることと比較すると過大な設定と思われます。契約保証金額を初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の100分の10として頂けないでしょうか。	御要望にはお応えしかねます。
127	事業契約書 (案)	P24	第48条 4, 5	・ 「平成18年8月24日午前0時に遡って、甲に対する引渡し及び所有権移転が完了したものとみなす」とありますが、遡る理由は何でしょうか？また、それに伴う甲、乙への影響についてお教えください。	遡ることにより、乙の負担する瑕疵担保責任の起算点が早まることになります。
128	事業契約書 (案)	P25	第48条6	前項と比較すると条文の内容が不明のように思われます。条文を修正頂きますようお願い致します。	第5項は、譲渡検査の実施により、是正を要する空気調和設備の存在が判明した場合の規定であり、第6項は、譲渡検査後に、是正を要する空気調和設備があることが判明した場合の規定であって、両規定の内容は明確であると考えますので、御要望にはお応えしかねます。
129	事業契約書 (案)	P25	第51条	第51条の学校長へ提出する「年間事業計画書」・「年間収支予算」は、各学校ごとではなく、事業全体のものの写しを各学校長へ提出すればよろしいでしょうか。	年間事業計画書については、提出先が甲のみのもので、甲及び学校長のものがあります。事業全体に関するものは甲に提出し、対象校別の維持管理計画等については甲及び学校長となります。詳細は、事業者選定後に協議のうえ定めます。
130	事業契約書 (案)	P27	第54条3	「甲が保安監督業務について委託契約をする法人等」とあります。京都市が契約されている保安法人名とその契約内容について教えて頂きたい。	京都市が契約している保安法人名は関西電気保安協会等です。契約内容については、後日、入札参加者（代表企業）にデータをDVD又はCDにて交付する予定とします。
131	事業契約書 (案)	P28	第58条	「本事業と無関係に使用されたエネルギー使用量と・・・」とありますが、計測・記録・報告する義務があるのは提案内容に関連したエネルギーに限定すると解釈しますがよろしいでしょうか？ 例：電気の空調方式を採用した学校におけるガス使用料等は計測、記録、報告は不要との解釈。	御指摘のとおりです。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
132	事業契約書 (案)	P28	第58条	エネルギー使用量の計測、記録、報告に関して 本事業と無関係に使用されたエネルギーと本事業 で使用されたエネルギー量を区分けするため、 さらにはガス会社や電力会社の検針日が学校 毎に異なること等を考慮すると、学校毎にエ ネルギー使用量の計測日は異なると解釈しま すが、問題はないでしょうか。	解釈のとおりで問題はありません。ただし、 各校においてエネルギー使用量の把握を効率的 に行うための配慮については、落札者選定基準 における審査項目としております。
133	事業契約書 (案)	P29	第62条	移設にかかる費用の支払方法については、一括 でお支払いただきますようお願いいたします。	基本的に一括払いを想定していますが、その 都度、事業契約書第62条に記載のとおり、甲及 び乙が協議して定めるものとします。
134	事業契約書 (案)	P29	第64条 1項／3項	モニタリングについて 「甲および学校長は、乙に対して事前に通知し たうえで、乙の費用負担において、」 とあります。 実施方針（P 1 5）や事業契約書（案）（P 6 2 別紙 1 1）には甲の費用負担において」と 示されていますので、これは「甲の費用負担に おいての間違いではないでしょうか。 また 6 4 条 3 項に「乙は、甲又は学校長が「前 項」のモニタリング実施に当たって必要な協力 を求めた場合には、これに協力しなければなら ない。」とありますが、この協役に係る費用 は甲負担と考えてよろしいのでしょうか。 乙負担となる場合は、業務量をどの程度見込め ばよいのでしょうか。	前段につきましては、御指摘を受けて修正し ます。 後段のモニタリングへの協力に必要なとなる合 理的な費用は、乙の負担とします。 なお、乙の協力とは、具体的には報告書の提 出、モニタリングへの立会い等が主な内容にな ると考えておりますが、業務量につきましては は、現時点では想定できません。
135	事業契約書 (案)	P29	第64条 4	事業者が学校長に行う、空気調和設備の効率的 な使用のための指導について、” 指導に従って 使用されているかの確認ができる”、と記述さ れていますが、事業者の指導を学校様が受け入 れて頂けない場合、京都市様から学校様に対す る指導を行って頂けるのでしょうか？ 事業者の指導に従わない使用によって大幅にラン ニングコストやメンテナンスコストが増加す るような事態が発生した場合、支払い対価はど うなるのでしょうか？	合理的な理由なく、学校長が乙の指導に従っ ていないと判断した場合には、甲は、学校長に 対し、指導に従った使用を行うよう、指示しま す。 また、乙の適正な指導に従わない使用によ り、乙に大幅なランニングコストやメンテナン スコストの増加が生じたことを、乙において立 証した場合には、その合理的な増加費用につい ては、甲の負担となります。
136	事業契約書 (案)	P31	第69条 第1項	『甲は、乙から30 日前までに、当該請求書の 提出を受けることを条件として、平成19 年3 月31 日までに、別紙12 支払金額等第2 項支払 時期及び支払金額並びにその内訳第3 号初期費 用相当額の各期支払金額の表中「支払対象期」 「一括支払分」「初期費用相当額」欄記載の金 員を支払う。』と記載されていますが、一括支 払分の支払いは、空気調和設備の所有権の移転 日から平成19 年3 月31 日の間に支払われると 考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	御指摘を受けて、第69条第1項本文中「平成 19年3月31日」を「平成19年5月31日」に改めま す。
137	事業契約書 (案)	P31	第69条	第6項の「乙の甲に対する請求書の提出が7日間 より遅れた場合…」は誤記ではありません か。正しい表記をお願いいたします。	御指摘を受けて、第69条第6項本文中の「7 日間日」を「7日間」に改めます。
138	事業契約書 (案)	P32	第69条 6	「7日間日より遅れた場合」とありますが、ど ういう意味でしょうか。	御指摘を受けて、第69条第6項本文中の「7 日間日」を「7日間」に改めます。
139	事業契約書 (案)	P33	第70条 4(3)	「協議が整わない場合には、第98条第2項又 は第3項・・・」とあります。 第98条第2項又は第3項はどこを表すので しょうか。	御指摘を受けて、第70条第4項第3号本文中の 「第98条第2項又は第3項の手続により減額金額 を決定するものとし、」を「甲が減額金額を決 定するものとし、」に改めます。
140	事業契約書 (案)	P34	第72条 3	本条にある「構成員」とはどこまでを含むの でしょうか？ 構成企業、協力企業は当然として、更に業務を 受託する第三者も含むと考えて良いでしょ うか？	「構成員」とは、構成企業、協力企業です。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
141	事業契約書 (案)	P36	第72条 5(2)②	「第3項(2)②号を準用する」とありますが、第4項(2)②号が正しいのでしょうか。	御指摘を受けて、訂正します。
142	事業契約書 (案)	P36	第72条 5(2)②	「第4項(2)②号を準用する」ではないでしょうか。	御指摘を受けて、訂正します。
143	事業契約書 (案)	P36	第72条 5(2)④	「解除対象の空気調和設備の解除時における維持管理費相当額」ではないでしょうか。	御指摘を受けて、訂正します。
144	事業契約書 (案)	P37－ P38	第73条3- 5	「被った侵害を賠償する。」が何箇所かあります。 本文内には損害との記述が多いのですが、侵害と損害との相違点はありますか。	侵害は、損害の意ですので、御指摘を受けて、第73条各項文中のすべての「侵害」を「損害」に統一します。
145	事業契約書 (案)	P39	第74条 2(2)	どのような場合を想定されているのか御教示ください。	市立小学校の統合により、当初予定されていた維持管理業務がなくなるため、その対価の支払いについて規定したものです。
146	事業契約書 (案)	P40	第76条	1項 「当該の」→「当該」にご修正ください。2項「本契」→「本契約」にご修正ください。	御指摘を受けて、第76条第1項本文中「当該の」を「当該」に、同条第2項本文中「本契の」を「本契約の」に改めます。
147	事業契約書 (案)	P40	第76条2	「本契の一部又は・・・」の中で「約」の脱字がございます。	御指摘を受けて、第76条第2項本文中の「本契の」を「本契約の」に改めます。
148	事業契約書 (案)	P40	第76条6	不可抗力事由に基づく解除において、設備が甲に引き渡される前に契約解除となった場合において、「甲が乙に対し・・・現状で引渡すよう求めたときは、・・・出来高に応じた初期費用相当額を・・・」とあります。 甲が引渡しを求めなかった場合は、乙の被った損害についての負担は、甲乙協議すると考えてよろしいでしょうか？ また、引渡しを求めた場合においても、出来高に反映できない費用についての負担を同様に甲乙協議すると考えてよろしいでしょうか？	不可抗力事由に基づいて、乙に発生した費用の負担は、別紙15に従います。 なお、出来高に含まれる費用は、入札説明書別紙に定義する工事費等に示すとおりです。
149	事業契約書 (案)	P42	(不可抗力事由による追加費用又は損害の負担)第81条2	甲及び乙は、前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙15に規定する負担割合に従い負担する。とありますが合理的な範囲内という判断基準についてどのようにお考えですか。明確にご開示いただくことは可能でしょうか？以上宜しく、お願い致します。	No. 98の回答を御参照ください。
150	事業契約書 (案)	P42	(法令改正等による追加費用又は損害の負担)第82条2	甲は、前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲内において負担する。とありますが合理的な範囲内という判断基準についてどのようにお考えですか。明確にご開示いただくことは可能でしょうか？以上宜しく、お願い致します。	No. 98の回答を御参照ください。
151	事業契約書 (案)	P43	第86条1	プロジェクトファイナンスでの調達を行う際の融資金融機関への担保提供の際には、原則、甲の承諾は頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	甲において、本事業の継続かつ円滑な遂行の観点等から、承諾が必要と判断する場合に承諾致します。
152	事業契約書 (案)	P43	第86条3	「それを拒む合理的な理由」とありますが、具体的にはどのような理由を想定されてますでしょうか。	本事業の継続的、かつ円滑な遂行上、乙が甲に対して有する対価等の支払請求権を乙の株主、又は金融機関に譲渡することが妥当ではないと判断する場合です。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
153	事業契約書 (案)	P45	第13章 第91条	各小学校で現在加入されている保険又は共済において、今回設置の空調設備等が補償対象となる場合がありますか。補償対象となる場合に、どのようなケースが補償されますか。 (保険の重複加入を防止するため回示願います。)	保険には加入しておりません。従って、重複の心配はありません。
154	事業契約書 (案)	P45	第91条	提案を義務付ける保険は何か。又、施工期間中について付保を義務付ける保険が何か具体的に ご教示下さい。	入札までに提示します。
155	事業契約書 (案)	P45	第91条	損害保険会社との間で締結する保険は賠償責任保険を意味しているという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構ですが、概要は、入札までに提示します。
156	事業契約書 (案)	P45	第91条、 別紙16の 1、別紙 16の2	別紙16の1、2には、ともに提案に応じて決定するとの記載がございますが、別紙16の1の付保が義務付けられている保険については、入札前に甲より提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。
157	事業契約書 (案)	P46	第92条	融資機関とは、86条に規定する担保の承諾について、92条とはまた別な協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。	いずれも直接協定の締結に向けた協議において行われるものであり、その意味からは、92条の協議と同一の機会と御理解いただいて結構です。
158	事業契約書 (案)	P46	第92条	本条にお示しいただいた事項以外の事項についても協議させていただく必要がございますので、「・・・協議に関する事項等につき協議し定めるものとする」に修正頂けないでしょうか。	御指摘を受けて、第92条本文中の「事項」を「事項等」に改めます。
159	事業契約書 (案)	P46	第97条	第97条第4項 落札後本契約締結までの間に、SPC設立費用・弁護士フィーなど相応の費用が発生しますが、乙側にコントロールできない議会承認リスクの負担が乙側に多いので、議会承認を得られなかった場合、合理的な費用は甲に請求出来るようご配慮下さい。	御要望にはお応えしかねます。
160	事業契約書 (案)	P64～ 67	別紙11 空気調和 設備の性能が、提案内容及び提案水準を満たしていない場合の措置	P66表中に「空気調和設備の単位時間当りの使用エネルギー量(燃費)が、事業者の提案する水準から乖離した状態が連続的または断続的に発生する。」と記述されていますが、提案燃費を超えた場合、ただちに減額ポイント発生の対象になるのでしょうか？あるいは減額ポイント発生率の乖離率を設定するのでしょうか？ (6ヶ月の減額ポイント合計によって減額率が定められ、一定値までは減額ゼロとされているため、これをアロウワンスと見て、提案水準値を超えた場合に即減額ポイントが発生する、という考えでいいのでしょうか？)	事業者の提案する水準を越えた状態が連続的又は断続的に発生することが確認された時点から減額ポイントが発生します。
161	事業契約書 (案)	P65	別紙11 5(1)①	減額ポイントが発生するのは、故障等支障がある事態が発生した時点ではなく、甲が是正期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく期間内に改善を行わなかった時点との理解でよろしいでしょうか。	減額ポイントの発生は、是正期間とは関係なく、空気調和設備の性能が事業者提案書類に記載されている内容又は提案水準を客観的に満たしていない事項が存在すると確認された場合には、加算が開始されます。別紙11の「5」の項を御参照ください。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
162	事業契約書 (案)	P66	別紙11 5(1)① (イ)	空気調和設備の使用エネルギー量が、事業者の提案水準から乖離した状態が発生すると減額対象となりますが、各校において運用室内温度の設定を逸脱した温度設定又は、標準稼働日数・時間を超過しての運転（以下、「想定外の運転」と記載）によるエネルギー量増加は減額対象より除外されますか。 その際、指定校4校以外は、事業者側では想定外の運転状況把握が困難であると考えますが、想定外の運転の有無については事業者側で証明が必要となりますか。 また、京都市側で各校の運転状況の把握を別途行われることはあるのでしょうか。	各校において、運用室内温度の設定を逸脱した温度設定又は標準稼働日数・時間を超過しての運転が行われた場合には、このような想定外の運転による影響分を控除して提案水準からの乖離の有無を判断します。また指定4校以外の小学校については、指定4校に整備されたのと同じ機種種の空調設備が整備されている場合、当該小学校の所在地域等において類似性のある指定校における各教室当たりのエネルギー使用量と比較して大きな乖離がない場合には、想定外の運転はなかったものとして取り扱いますが、事業者において別途当該小学校において想定外の運転がなされたことを立証された場合には、その影響分は控除して乖離の有無を判断することになります。立証に当たっては、可能な範囲で甲及び学校も協力致します。
163	事業契約書 (案)	P66	別紙11 5(1)①イ	単位時間当たりの使用エネルギー量（燃費）は、学校毎に月一回の計量とするならば、学校の設定温度・稼働時間等に影響されます。モニタリング校以外の小学校の空気調和設備の設定温度及び稼働時間数は保証されているのでしょうか。	保証はなされません。No. 162の回答を御参照ください。
164	事業契約書 (案)	P66	別紙11 5(1)①イ ／同②	空気調和設備の単位時間当たりの使用エネルギー量（燃費）が、事業者の提案する水準から乖離した状態が・・・」に関して 提案水準からどの程度乖離した場合と考えればよろしいのでしょうか。 また、エネルギー消費量の教室単位の計測はモデル校4校のみで他の学校での教室単位の判定は難しくなりますが。	基本的に、空調設備の単位時間当たりのエネルギー使用量（燃費）が、事業者の提案した量を超えた場合を想定しています。このため、提案における機器の燃費及び使用エネルギー量の想定においては、性能劣化等を踏まえた一定の安全率を考慮して計上するよう留意してください。
165	事業契約書 (案)	P67	別紙11 5(1)③	「6 (1) ①ア) 又はイ)」との記述は、「5 (1) ①ア) 又はイ)」が正しいのでしょうか。	御指摘のとおりです。
166	事業契約書 (案)	P67	別紙11 5(1)④	減額ポイントの支払額への反映に関して減額となる750ポイント以上はどのような基準で決められたのでしょうか。	6箇月の減額ポイント合計が750に達しない場合において減額を行わないのは、是正が必要な問題が発生した場合においても、SPCが性能の改善、以後の問題発生防止等、適切な措置を講じる場合には減額を要しないと考えためです。
167	事業契約書 (案)	P71	別紙12 1	「一括支払い分の金額の増額等」とありますが、どのような場合に増額される可能性があるのでしょうか。また、一時支払い分の金額が増減した場合に発生するスワップブレイクコスト等の金融費用は甲に負担頂けるとの理解でよろしいのでしょうか。	一括支払い部分を増額できる程度の想定以上の予算手当ができた場合に可能性があります。 また、金融機関において生じた実損が資料等によって裏付けられる合理的な金融費用については、乙に発生した合理的な追加費用に含まれ、甲が負担することになりますが、金融機関による違約的な手数料は含まれません。
168	事業契約書 (案)	P72	別紙12 2(2), (3), (4)	「平成18年度 上期 同 下期」は「平成19年度 上期 同 下期」の間違いではないのでしょうか。	各費用の支払いについては、平成18年度の下期からとなりますので、「平成18年度 上期」を「平成18年度 下期」とし、以下、これに合わせて改めます。
169	事業契約書 (案)	P72	別紙12 2(3)	平成18年度上期の割賦手数料は、ゼロとして計算するとの理解でよろしいのでしょうか。	No. 168の回答を御参照ください。
170	事業契約書 (案)	P73	別紙13 3	基準金利日を落札者決定日とした場合、金利決定日と実際に資金調達をするタイミングが異なる点、落札者決定日時点ではSPCが設立されていないため金利スワップ契約等による金利固定化手法をとることができない点により、金利変動リスクが事業者にとってリスクヘッジが困難なリスクとなっております。基準金利決定日を供用開始予定日の2営業日前にご修正頂けないでしょうか（もしくは事業契約締結日の2営業日前として頂けないでしょうか）。	御要望にはお応えしかねます。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
171	事業契約書 (案)	P75	別紙15	不可抗力の場合でも、乙は初期費用・年間維持管理費の100分の1を負担しなければなりません。日本のPFIでは定着しつつある処理ですが、不可抗力リスクは公共側が全て負うべきという考えもあります。不可抗力による損害・増加費用は甲がご負担願えませんでしょうか。	御要望にはお応えしかねます。
172	事業契約書 (案)	P78	別紙17	構成員内部での出資比率の変更も甲の承諾事項なのでしょうか。	御指摘の御理解のとおりです。基本協定書第3条第5項を御参照ください。
173	様式集	P4	1. (1)イ	『提案内容記入欄以外の場所に、ロゴ、住所、会社名、氏名等の会社名等がわかる表示は付さないこと。』と記載されていますが、提案書記入欄内の場所に、ロゴ、住所、会社名、氏名等の会社名等がわかる表示をしても宜しいのでしょうか、ご教示下さい。	御指摘の御理解で結構です。
174	様式集	P5	2. (2)① □参加表明書／様式16ほか	提出する書類の代表者氏名・押印等に関して本事業で提出する書類(入札提出書類、基本協定書、契約書等)への代表者氏名の記載並びに押印は、構成企業各社の代表者だけに限定されているのでしょうか。 あるいは参加表明書と同様、企業の代表者から契約権限の委任を受けて、その委任状を京都府理財局財務部調度課へ提出している場合は、その受任者を代表者として記載・押印してもよいのでしょうか。	提出する書類の代表者氏名・押印等については、構成企業各社の代表者を原則としますが、企業の代表者から契約権限の委任を受けて、その委任状を京都府理財局財務部調度課へ提出している場合は、その受任者を代表者として記載・押印してもよいこととします。
175	様式集	P5	第2①	様式11 建築設備士配置予定調書について一級建築事務所の登録がない場合は、会社として建築設備士配置予定の資格を有する者がいても配置予定申込みはできないのでしょうか。以上、宜しくお願い致します。	入札説明書に記載のとおり、「設計に当たる者の参加資格要件」には、一級建築士事務所であることを条件とはしていません。このため、御指摘の場合、配置予定の申込みは可能です。
176	様式集	P5	第2①	様式11、12、13 共通について各様式にて、複数を配置する場合の分担業務の記載欄がございますが、どのように記載すれば宜しいのでしょうか。以上、宜しくお願い致します。	業務の細目毎に分担する場合や、対象校毎に分担する場合には、その分担の考え方や区分等を記載してください。
177	様式集	P6	第2①	建築設備士配置予定調書の件ですが設計業務経験の実績は、入札説明書P5第2 (2) イ (イ) の実績に準じなければならないのでしょうか。またその実績の証明書類は必要でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、「設計に当たる者の参加資格要件」には、企業としての実績を求めています。このため、配置予定の建築設備士は、必ずしも当該の実績を有している必要はありません。
178	様式集	P6	第2①	施工監督技術者配置予定調書の件ですが施工業務経験の実績は、入札説明書P4第2 (1) カの実績に準じなければならないのでしょうか。またその実績の証明書類は必要でしょうか。	入札説明書にお示しするとおり、工事実績要件では、企業としての実績を求めています。このため、配置予定の施工監督技術者は、必ずしも当該の実績を有している必要はありません。
179	様式集	P7	2. (3)③	『長期収支計画表、サービス対価の支払い予定表、キャッシュフロー計算書については、A3横使い横書きを原則とする。』と記載されていますが、同じ視点で審査をする上で、長期収支計画表、サービス対価の支払い予定表、キャッシュフロー計算書の参考様式は、貴市から出さないのでしょうか、ご教示下さい。	長期収支計画表、キャッシュフロー計算書、サービス単価の支払い予定表につきましては、様式を統一したほうが良いと考えられるため、後日、様式集の修正（追加）をさせていただきます。
180	様式集	P9	2. (3)⑧	外観イメージ図について、モデル小学校4校全てについて作成が必要でしょうか。	4校すべてについて必要とします。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
181	様式集	-	様式4ほか	入札参加者の商号又は名称について 参加表明書（様式4）等に「入札参加者の商号 又は名称」の欄がありますが、ここには共同企 業体名などを記入する必要があるのでしょうか。	本入札ではいわゆるJVを想定していません ので、JVという意味での共同企業体名を記入 するのではなく、あくまで入札参加者の構成企 業のいわゆるグループ名を自由に設定し、必ず 御記入いただく欄として設けています。
182	様式集	-	様式24-1 4	様式集24-1 4 金利変動に伴う対価の改 定 このタイトルの改定の意味が不明です。定義を 教えていただきたい。 （「設定」とは異なり、何かを改定するの でしょうか？）	御指摘を受けて、当該タイトルを「4. スプ レッドについて」に改めます。
183	様式集	-	様式25 3①	様式集25 3 リスクへの対応 ① PFI事業者がSPCであるとするならば（様 式23ではPFI事業者（特別目的会社）と規 定）、「PFI事業者間での分担・・・」とあ るPFI事業者間とは、どのように解釈すれば よいのでしょうか？	御指摘を受けて、「PFI事業者間での分 担」を「事業者間での分担」に改めます。
184	様式集	-	様式 26, 27, 28	長期収支計画表、キャッシュフロー計算書、 サービス単価の支払い予定表に記載する各項目 については、提案者の裁量に任されているの でしょうか？あるいは統一の項目があるの でしょうか。	長期収支計画表、キャッシュフロー計算書、 サービス単価の支払い予定表につきましては、 様式を統一したほうが良いと考えられるため、 後日、様式集の修正（追加）をさせていただきます。
185	様式集	P26-28	様式26- 28	エクセルで作成のようですが、様式の指定はあ りますか？	長期収支計画表、キャッシュフロー計算書、 サービス単価の支払い予定表につきましては、 様式を統一したほうが良いと考えられるため、 後日、様式集の修正（追加）をさせていただきます。
186	様式集	-	様式34、 45、51等 維持管 理、エネ ルギー費 見積	維持管理費用およびエネルギー費用の算定根拠 は様式で定められ、提出が必要となっています が、イニシャルコストの算定根拠については提 出の必要はないか？ （市場から見たコストの妥当性、提案の信頼 性、事業安定性等の判断上必要ではないでしょ うか？）	様式43-2「工事費内訳書」において、イニ シャルコストを適切な費目ごとに算定し、計上 していただくことを求めています。また、費用 の妥当性については、落札者選定基準に記載の とおり、審査項目として掲げています。
187	様式集	-	様式51 エネ ルギー積算 表	エネルギー費用の算定表における金額について は、本事業実施前と実施後における差額として 良いのでしょうか？ エネルギー方式によっては、実施前後で適用料 金種別が変わる場合があること、また空調導入 によって従来エネルギー使用量（暖房等）の減少 効果が見込まれること、から、提案におけるエ ネルギー費用としては事業実施前後の差額とす べきだと考えます。	本事業の導入によって必要となるエネルギー コストのすべて（増加分のすべて）を一般利用 分とは別扱いにして、様式51に準じて計上して ください。 また、適用を想定する料金体系によって、従 来から小学校で使用している一般利用分のエネ ルギー料金の増加が想定される場合（夜間蓄熱 等による場合）は、当該増加分についても、平 成16年度のエネルギー使用実績を参考に計上し てください。 なお、御指摘にある従来エネルギー使用量 （暖房等）の減少効果は、見込まないでくださ い。
188	-	-	-	先日提供していただいた各学校の契約電力に 関連して、各学校の既設電気室の三相変圧器の 容量と負荷率をご提示ください。	後日、入札参加者（代表企業）にデータをD VD又はCDにて交付する予定とします。 なお、負荷率については、公表した資料を基 に各社で計算してください。
189	-	-	-	モニタリングを実施する4校については、提 出書類を考慮すると、今回の現場調査だけで は、詳細な検討が出来ません。後日、再調査を 実施させていただきます。	今回の現地見学に基づいて提出書類を作成し ていただくことを基本的としております。ただ し、御質問の趣旨を踏まえて検討し、再調査の 機会を設ける必要があると市が判断した場合に は、実施要領等について事業担当ホームページ で公表します。